

清瀬市受動喫煙防止対策推進のために、市職員への研修を求める陳情

平成30年4月1日「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」が施行され、令和2年4月1日には「改正健康増進法」および「東京都受動喫煙防止条例」が全面施行されました。特に「東京都受動喫煙防止条例」の影響は大きく、多くの飲食店が次々と禁煙マークを貼っていきました。普段、条例など遠いものと思って過ごしてきた市民も、条例を身近に感じ、安心して食事ができる喜びを味わうことができたと思います。

9月の市議会で審議予定の清瀬市受動喫煙防止条例は、当会が昨年12月に行った「清瀬市内学校、児童福祉施設等の敷地に隣接する路上での喫煙禁止を要望する陳情」を条例化するためであったと聞き、清瀬市議の皆様ならびに清瀬市関係部署の皆様には感謝申し上げます。ただ清瀬市の場合、コロナ禍の影響もあったのですが、もう少し時間をかけて説明し意見を求める時間があっても良かったのではと思っております。なぜならこれまで独自に受動喫煙防止条例を策定した自治体は、策定までに専門家による講演会を職員向けに開いたり、庁舎内で部署を超えた検討会を組織したり、市民や各種関係団体にアンケートを実施するなど、その準備に長い時間（時に数年も）を費やしていたからです。清瀬市の早急な条例策定で、最も心配なのは庁舎内各部署の職員が、受動喫煙と健康問題への正しい知識を持ち、今回の条例の趣旨もよく理解し、市民からの相談に適切に対応できるかということです。

この条例は、喫煙という生活習慣に踏み込んだ条例です。よって市民生活のあらゆるところに関係してきます。市のイベントや行事の他、近所住民のトラブルから学校の保護者等々、関係する部署では、市民からの相談を受けることが増えると思います。それをすべて健康推進課に投げて解決できるものではなく、担当部署の方が適切である場合もあります。例として板橋区を挙げれば、担当部署別に新制度の普及啓発と相談窓口および対策を決めています（板橋区受動喫煙防止対策検討会報告書、令和元年6月）。

パブリックコメントへの回答（市の考え方）に「市民の責務」という文言が何度も出てきます。清瀬市が市民にその責務を求めるのであれば「市役所の責務」もあると思います。その責務として第一に果たしていただきたいのは、専門家から喫煙と受動喫煙の健康問題について正しい知識を得ることです。幸い清瀬市には専門の医療機関もあり市民へ向けた研修も実施しています。これらの専門機関と連携することで、今後に向けた貴重な助言を得ることもできるでしょう。清瀬市受動喫煙防止対策推進のためにも、その司令塔である市は、あらゆる部署の職員（特に幹部職員）へ「喫煙と受動喫煙」についての研修会を企画し、受講を勧めていただきたいと思います。

令和 2年 8月 25日

清瀬市議会議長

渋谷 桂 司 殿

陳情者

住所（事務所） 清瀬市元町1-8-20、エスタ清瀬 403

市民の健康を守る会

氏名

大森 正 子

